

平成十二年法律第八十一号

ストーカー行為等の規制等に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を处罚する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他的好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所(以下「住居等」という)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うこと

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名譽を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同様)においては、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他の移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性の羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くことを除く)をいう。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く)をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

三 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他的好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)

三 一の警察本部長等が前項の規定による警告(以下「警告」という。)をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告をすることができない。

四 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

五 前各項に定めるもののか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三条の規定に違反する行為と

4 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(第一項第一号から第四号まで及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)又は位置情報無承諾取得等を反復してすることをいう。

5 この法律において「位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止」とは、(つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

二 更に反復して当該行為を行われることを防止するため必要な事項

二 公安委員会は、前項の規定による命令(以下「禁止命令等」という。)をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続きの区分にかかわらず、聽聞を行わなければならぬ。

三 公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防

止するため緊急の必要があると認めると認めるとときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

二 一の警察本部長等が前項の規定による警告(以下「警告」という。)をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告をすることができない。

三 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

四 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の聴取の通知を行つた場合にあっては、当該通知が到達したものとみなされる日から十四日以内)に行わなければならない。

五 前各項に定めるもののか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三条の規定に違反する行為と

7 为があつた場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ぜることができる。

一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。

二 更に反復して当該行為が行われることを防

止するため必要な事項

二 公安委員会は、前項の規定による命令(以下「禁止命令等」という。)をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続きの区分にかかわらず、聽聞を行わなければならぬ。

三 公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防

止するため緊急の必要があると認めると認めるとときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

二 一の警察本部長等が前項の規定による警告(以下「警告」という。)をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告をすることができない。

三 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

四 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の聴取の通知を行つた場合にあっては、当該通知が到達したものとみなされる日から十四日以内)に行わなければならない。

五 前各項に定めるもののか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三条の規定に違反する行為と

「考慮しなければ」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 一の公安委員会が禁止命令等をした場合は、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等をすることができない。

6 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

7 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかつたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。

9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等」とあるのは、「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の处分を」と、「当該禁止命令等の」とあるのは、「当該処分の」と、第七項中「禁止命令等」とあるのは、「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と読み替えるものとする。

11 禁止命令等又は第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分は、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行う。ただし、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭でできる。

12 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該禁止命令等又は当該処分をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をることができる。

13 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその

書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。

14 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

15 前各項に定めるもののほか、禁止命令等、第三項後段の規定による意見の聴取及び第十一項の規定による送達の実施に關し必要な事項は、國家公安委員会規則で定める。

第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他の国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

第八条 警察本部長等は、第一項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

9 警察本部長等は、第一項に定めるもののか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

10 第二項の規定は、当該ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

11 第二項の規定は、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

12 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

13 国及び地方公共団体は、職務関係者に対する支援等を図るための措置）

14 第十二条 国及び地方公共団体は、第九条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するため必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

15 第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができるものと規定する。

3 国、地方公共団体等は、前一項に規定するもののか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聽聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聽聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

5 第十五条 この法律における公安委員会は、禁止命令等を行なう公安委員会等

6 第十六条 公安委員会は、第五条第二項の聽聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であつても、当該聽聞に係る禁止命令等をすることができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聽聞に係る禁止命令等をすることができるものとする。

7 第十七条 公安委員会は、当該聽聞に係る事案に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。この法律における警察本部長等は、警告をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れ

いて、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができるものと規定する。

8 第十八条 公安委員会は、禁止命令等（第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の处分を含む。）をするために必要があると認めたときは、その必要な限度において、当該第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができるものと規定する。

9 第十九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する女性相談支援センターその他の適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

10 第二十条 公安委員会は、当該ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

11 第二十一条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

12 第二十二条 国及び地方公共団体は、第九条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するため必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

13 第二十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。この法律における警察本部長等は、警告をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れ

第三条（見出しを含む。）及び第四条第一項の改正規定、第五条の改正規定並びに第十九条第二項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(条例との関係)

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律（前条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。）による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下この項において「新法」という。）で規制する行為で新法で罰則が定められているものを处罚する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **(令和四年五月二十五日法律第五二号)** **抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十一条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 **(令和四年六月一七日法律第六八号)** **抄**

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

第三条（見出しを含む。）及び第四条第一項の改正規定、第五条の改正規定並びに第十九条第二項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 **(第四条、第十三条及び第二十条の規定、第十二条、第十三条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第十九条及び第二十条の規定)**

二十一一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第十二条及び第十三条の規定から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第三条（見出しを含む。）及び第四条第一項の改正規定、第五条の改正規定並びに第十九条第二項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 **(第四条、第十三条及び第二十条の規定、第十二条、第十三条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第十九条及び第二十条の規定)**

二十一一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第十二条及び第十三条の規定から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。